

○ 科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）（抄）	1
○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）（抄）	1
○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）	2
※ 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）による改正後のもの	
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）	4
○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）	4
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	5
○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	5
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	9
※ 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）による改正後のもの	

○ 科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第三百十号）（抄）

（科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針）

第三条 科学技術・イノベーション創出の振興は、科学技術及びイノベーションの創出が我が国及び人類社会の将来の発展をもたらす源泉であり、科学技術に係る知識の集積が人類にとつての知的資産であることに鑑み、研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材の創造性が十分に発揮されることを旨として、人間の生活、社会及び自然との調和を図りつつ、積極的に行われなければならない。

2 科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、広範な分野における各分野の特性を踏まえた均衡のとれた研究開発能力の涵養^{かんよう}、学際的又は総合的な研究開発の推進、基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展、学術研究及び学術研究以外の研究の均衡のとれた推進並びに国の試験研究機関、研究開発法人、大学等、民間事業者その他の関係者の国内外にわたる有機的な連携について配慮されなければならない、また、自然科学と人文科学との相互の関わり合いが科学技術の進歩及びイノベーションの創出にとつて重要であることに鑑み、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない。

3 科学技術の振興は、科学技術がイノベーションの創出に寄与するという意義のみならず学術的価値の創出に寄与するという意義その他の多様な意義を持つことに留意するとともに、研究開発において公正性を確保する必要があることに留意して行われなければならない。

4 イノベーションの創出の振興は、科学技術の振興によつてもたらされる研究開発の成果がイノベーションの創出に最大限つながるよう、科学技術の振興との有機的な連携を図りつつ、行われなければならない。

5 科学技術・イノベーション創出の振興は、全ての国民が科学技術及びイノベーションの創出の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。

6 科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、あらゆる分野の科学技術に関する知見を総合的に活用して、次に掲げる課題その他の社会の諸課題への的確な対応が図られるよう留意されなければならない。

- 一 少子高齢化、人口の減少、国境を越えた社会経済活動の進展への対応その他の我が国が直面する課題
- 二 食料問題、エネルギーの利用の制約、地球温暖化問題その他の人類共通の課題
- 三 科学技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における新たな課題

○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）（抄）

第二章 基本理念

（全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）

第三条 デジタル社会の形成は、全ての国民が、高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用を行うことにより、デジタル社会におけるあらゆる活動に参画し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もつて情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。

（経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化）

第四条 デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、経済活動の促進、中小企業者その他の事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上、多様な事業の創出並びに多様な就業の機会その他労働者がその有する能力を有効に発揮する機会の増大をもたらし、もつて経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与するものでなければならない。

（ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現）

第五条 デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、国民の立場に立つて、国民生活の全般にわたる多様なサービスの価値を高め、及びその新たな価値を生み出すことにより、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主體的かつ合理的選択の機会の拡大が図られ、もってゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならない。

（活力ある地域社会の実現等）

第六条 デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現、地域社会の持続可能性の確保及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

（国民が安全で安心して暮らせる社会の実現）

第七条 デジタル社会の形成は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態に迅速かつ適確に対応することにより、被害の発生防止又は軽減が図られ、もって国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものでなければならない。

（利用の機会等の格差の是正）

第八条 デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が着実に図られなければならない。

（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第九条 デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービスの基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスをいう。第二十九条において同じ。）における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。

（個人及び法人の権利利益の保護等）

第十条 デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされるときに、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保が図られなければならない。

（情報通信技術の進展への対応）

第十一条 デジタル社会の形成に当たっては、情報通信技術の進展について、適確かつ積極的に対応しなければならない。

（社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応）

第十二条 デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならない。

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

※国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）による改正後のもの

(定義)

第二条 (略)

2、8 (略)

9 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人（以下単に「独立行政法人」という。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）であつて、研究開発等、研究開発等であつて公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表第一に掲げるものをいう。

10、16 (略)

(研究開発施設等の整備)

第二十四条の四 国は、研究開発能力の強化を図るため、国、研究開発法人及び大学等の研究開発に係る施設及び設備（第三十五条において「研究開発施設等」という。）、情報処理、情報通信、電磁的記録の保管等に係る施設及び設備並びに研究材料、計量の標準、科学技術に関する情報その他の研究開発の推進のための知的基盤をなすもの（同条において「知的基盤」という。）を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

別表第一（第二条関係）

- 一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 二 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 三 独立行政法人酒類総合研究所
- 四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- 五 独立行政法人国立科学博物館
- 六 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 七 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- 八 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- 九 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 十 独立行政法人日本学術振興会
- 十一 国立研究開発法人理化学研究所
- 十二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- 十三 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 十四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 十五 独立行政法人労働者健康安全機構
- 十六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 十七 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 十八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 十九 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

- 二十 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 二十一 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 二十二 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 二十三 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 二十四 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 二十五 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 二十六 国立行政法人経済産業研究所
- 二十七 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 二十八 国立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- 二十九 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 三十 国立研究開発法人土木研究所
- 三十一 国立研究開発法人建築研究所
- 三十二 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
- 三十三 国立行政法人自動車技術総合機構
- 三十四 国立研究開発法人国立環境研究所
- 三十五 国立行政法人環境再生保全機構
- 三十六 国立健康危機管理研究機構

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

254 （略）

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 (略)

○ 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) (抄)

(所掌事務)

第四条 (略)

一七 (略)

八 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(独立行政法人を除く。)の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

九〇九十六 (略)

2 (略)

○ 内閣法(昭和二十二年法律第五号) (抄)

第一条 内閣は、国民主権の理念にのっとり、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。

2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

第二条 内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣をもって、これを組織する。

2 前項の国務大臣の数は、十四人以内とする。ただし、特別に必要な場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることができる。

第三条 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。

② 前項の規定は、行政事務を分担管理しない大臣の存することを妨げるものではない。

第四条 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。

② 閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を發議することができる。

③ 各大臣は、案件の如何を問わず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる。

第五条 内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告する。

第六条 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。

第七条 主任の大臣の間における権限についての疑義は、内閣総理大臣が、閣議にかけて、これを裁定する。

第八条 内閣総理大臣は、行政各部の処分又は命令を中止せしめ、内閣の処置を待つことができる。

第九条 内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する国務大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う。

第十条 主任の国務大臣に事故のあるとき、又は主任の国務大臣が欠けたときは、内閣総理大臣又はその指定する国務大臣が、臨時に、その主任の国務大臣の職務を行う。

第十一条 政令には、法律の委任がなければ、義務を課し、又は権利を制限する規定を設けることができない。

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
- 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務
- 七 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務
- 八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の二（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する事務に関する事務
- 九 国家公務員の退職手当制度に関する事務
- 十 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務
- 十一 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務
- 十二 第七号から前号までに掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）
- 十三 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務
- 十四 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務
- 十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、内閣官房に属させられた事務
- ③ 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。
- ④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。
- 第十三条 内閣官房に内閣官房長官一人を置く。
- 2 内閣官房長官は、国務大臣をもつて充てる。
- 3 内閣官房長官は、内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の服務につき、これを統督する。
- 第十四条 内閣官房に、内閣官房副長官三人を置く。
- 2 内閣官房副長官の任免は、天皇がこれを認証する。
- 3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務（内閣感染症危機管理統括庁及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。
- 第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。
- 2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。次項、第十六条第二項第一号及び第十七条第三項において同じ。）に関するもの（国の防衛に関するもの及び内閣感染症危機管理統括庁の所掌に属するものを除く。）を統理する。
- 3 前項に定めるもののほか、内閣危機管理監は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。
- 4 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

- 5 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。
- 6 内閣危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
- 第十五条の二 内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁を置く。
- 2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六条第一項に規定する政府行動計画の策定及び推進に関する事務
 - 二 新型インフルエンザ等対策特別措置法第十七条第二項の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策本部に關する事務
 - 三 新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の七の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策推進會議に關する事務
 - 四 前三号に掲げるもののほか、第十二条第二号から第五号まで及び第十五号に掲げる事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）
- 3 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理監一人を置く。
- 4 内閣感染症危機管理監は、内閣官房長官を助け、命を受けて庁務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てゐる。
- 5 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理監補一人を置く。
- 6 内閣感染症危機管理監補は、内閣感染症危機管理監を助け、庁務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てゐる。
- 7 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理対策官一人を置く。
- 8 内閣感染症危機管理対策官は、内閣感染症危機管理監及び内閣感染症危機管理監補を助け、命を受けて、内閣感染症危機管理統括庁の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理し、及びその所掌事務のうち重要事項に係るものに参画するものとし、厚生労働省の医務技監をもつて充てる。
- 第十六条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。
- 2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 第十二条第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）
 - 二 国家安全保障會議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障會議の事務
 - 三 国家安全保障會議設置法第六条の規定により国家安全保障會議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務
- 3 国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。
- 4 国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。
- 5 第十五条第四項から第六項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。

- 6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長二人を置く。
- 7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。
- 第十七条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。
- 2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣感染症危機管理統括庁、国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
- 3 前項に定めるもののほか、内閣官房副長官補（第十五条の二第六項の規定により内閣総理大臣が指名した者を除く。）は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。
- 4 第十五条第四項から第六項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。
- 第十八条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。
- 2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。
- 3 第十五条第四項から第六項までの規定は、内閣広報官について準用する。
- 第十九条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。
- 2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。
- 3 第十五条第四項から第六項までの規定は、内閣情報官について準用する。
- 第二十条 内閣官房に、内閣人事局を置く。
- 2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。
- 3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。
- 4 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。
- 第二十一条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置く。
- 2 内閣総理大臣補佐官は、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐する。
- 3 内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとする。
- 4 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
- 5 第十五条第四項及び第五項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第六項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。
- 第二十二条 内閣官房に、内閣総理大臣に附属する秘書官並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官を置く。
- 2 前項の秘書官の定数は、政令で定める。
- 3 第一項の秘書官で、内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、国務大臣に附属する秘書官は、国務大臣の命を受け、機密に関する事務をつかさどり、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部署の事務を助ける。
- 第二十三条 内閣官房に、内閣事務官その他所要の職員を置く。

2 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。

第二十四条 この法律に定めるもののほか、内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。

第二十五条 内閣官房に係る事項については、この法律にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

2 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣官房の命令として内閣官房令を発することができる。

4 内閣官房令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

第二十六条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所、内閣官房の所掌事務のうち、第十二条第二項第十三号及び第十四号に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を分掌させることができる。

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

※災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）による改正後のもの

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 十二 （略）

十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第三百十号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六の二 三十六 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六の二 （略）

七 科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事項

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事項

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関する事項

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

七の四 七の八 (略)

七の九 防災に関する施策の推進に関すること。

八 十四の五 (略)

十五 第七号の九から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六 四十五の二 (略)

四十六 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）。

四十七 六十三 (略)

(内閣府の長)

第六条 内閣府の長は、内閣総理大臣とする。

2 内閣総理大臣は、内閣府に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣とし、第四条第三項に規定する事務を分担管理する。

第九条の二 第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち原子力防災に関するものを除く。）については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(防災監)

第十六条の二 (略)

2 防災監は、第九条の二の特命担当大臣を助け、命を受けて第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち原子力防災に関するものを除く。）を統理する。

(科学技術・イノベーション推進事務局)

第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで並びに第三項第七号の三まで及び第四十六号に掲げる事務をつかさどる。

2 4 (略)

附 則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第三項及び附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 (略)

3 第九条の二の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条の特命担当大臣は、第四条第一項第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災からの復興に関するものを掌理しない。